

平成 18 年度 第 7 回規制改革・民間開放推進会議 議事録

(本議事録は、議事概要を兼ねるものである。)

1 . 日時 : 平成 18 年 10 月 19 日 (木) 13:58 ~ 15:49

2 . 場所 : 永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

3 . 出席者

(委員) 草刈隆郎議長、鈴木良男議長代理、黒川和美、志太勤、南場智子、原早苗、本田桂子、矢崎裕彦各委員、安念潤司、大橋豊彦、福井秀夫各専門委員

(政府) 佐田大臣、林副大臣、岡下政務官

(事務局) 河内閣審議官、田中規制改革・民間開放推進室長、井上参事官、黒岩参事官、岩佐企画官、岩村企画官、萬谷企画官

4 . 議事次第

(1) 議長の選任等

(2) 今後の主要検討課題

(3) その他

5 . 議事録

○鈴木議長代理 それでは、定刻となりましたので、平成 18 年度第 7 回「規制改革・民間開放推進会議」を開催いたします。宮内議長の御退任に伴いまして、本日の会議で新しい議長が選任されるまでの間、議長代理の私が司会を務めさせていただきます。本日は、先月、規制改革担当大臣に御就任されました佐田大臣、林副大臣、岡下政務官に大変お忙しい中御出席いただいております。また、11 名の委員、専門委員が出席しております。佐田大臣、林副大臣、岡下政務官には後ほどごあいさついただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。最初に前議長の委員退任に伴う新議長の選任を行いたいと思います。規制改革・民間開放推進会議令第 3 条第 1 項の規定によって、委員の互選により議長を選任いたします。どなたか御推薦ございますでしょうか。

ないようでしたら、私の方から提案させていただきます。新しい議長には、草刈総括主査をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○鈴木議長代理 それでは、皆様、草刈総括主査の議長就任に「異議なし」なしのことですので、草刈総括主査に議長をお願いいたします。

草刈議長は、議長席にお移りください。

(草刈総括主査、議長席へ移動)

○鈴木議長代理 それでは、ここからは草刈議長に議事の進行をお願いいたします。

(報道関係者入室)

○草刈議長 ただいま、宮内議長の後を引き継ぎまして、規制改革・民間開放推進会議の議長を務めることになりました、草刈でございます。委員の皆様には、改めまして御協力のほどくれぐれもよろしくお願いいたします。

議事を進めるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

もう今更ごあいさつでもないんですけれども、今ごあいさつにもありましたように、宮内先生と八代先生のお二人がいなくなられましたということで、皆様御存じのとおり将棋で言えば王様と角がいなくなって、飛車だけ残っておられるという状況になってしまいました、大変私どもとしても心もとないという気がいたしますけれども、最後の何か月、皆様と一緒にスクラム組んでやらせていただきたいと思いますと思っています。

さっき前議長も言われましたけれども、これから何か月かは非常に大事な時期です。とりわけ我々3年の任期の最後の何か月ということですから、ここで最終答申をきちんと書く。書くためには、これから2か月ほど精力を振り絞って成果を上げていくということが一つです。

もう一つは、やはり年期末でございますので、次の委員の方々に引き継いでいくというタスクもあるわけで、これについても我々ができなかったことでやらなければいけないことについて、きちっと問題意識と課題を書き込んでいくということで、是非これから数か月になりますけれども、皆さん一人ひとりの方の足跡が残るように御奮闘いただきたいと思います。私自身も勿論全力投球するつもりでございます。

今度とも、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここで佐田大臣より一言ごあいさつをいただけますでしょうか。お待たせして申し訳ございません。

○佐田大臣 ただいま御紹介賜りました、規制改革担当大臣を仰せつかりました、佐田玄一郎でございます。本日は、規制改革・民間開放推進会議ということで、宮内議長、八代委員が今回お辞めになりましたけれども、大変な御苦労に対しましても心から感謝を申し上げますと同時に、新しく議長になられました草刈議長におかれましても、これからもひとつよろしくお願いを申し上げる次第であります。

あえて言うまでもありませんけれども、内閣府において、またはこの内閣官房においても、これからの未来を決める一番大事なことは規制改革だと。これはあらゆる方面において、今、新しくなりました安倍政権におきましても、イノベーションの問題やら教育の問題、農業の問題、あらゆる分野について規制改革が重要なポジションを占めているという中におきまして、先生方のこれからの御努力を心からお願いをすると同時に、年末には答申が出るわけでありますけれども、そしてまたその内容が閣議決定され、私はその過程の中におきまして、しっかりと国会においてもこれを主張して、委員の皆様方の考えが還元できるように、しっかりと実行していきたいと思っています。

具体的に申し上げるならば、例えば省令などでやれるならそういうところでやりますし、また閣法であるとか、閣法ではなくてもっとフレキシブルに議員立法ということも含めて

しっかりと国会に働きかけて、そして役所とも連携を取りながら、真に国民のためになる規制改革ということで議論をし実行していきたいと、かように思っておりますので、どうか先生方の御指導を賜りますように、重ねてお願いを申し上げます、ごあいさつに代えさせていただきます。

どうかよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○草刈議長 大臣、どうもありがとうございました。

それでは、林副大臣の方からよろしくお願い申し上げます。

○林副大臣 御紹介賜りました、副大臣の林でございます。大臣に続きまして一言ごあいさつ申し上げたいと思います。今、佐田大臣が申し上げたとおりのことでございまして、この規制改革の重要性というのは、私からお話をするまでもないわけでございます。私も党の方の行革本部の事務局長ということで、カウンターパートでお仕事をさせていただいておりました。お二人ほど長くはございませんが、5年8か月ほど党では事務局長、その前の次長を入れますと8年ほどこの仕事を党でやってまいりましたので、多少は役に立つかと思っております。

今、佐田大臣からお話がありましたように、安倍政権で新しい施策の中心としてこの規制改革をやっていくという意気込みで、大臣を支えて、また岡下政務官ともども頑張ってみりたいと思っておりますので、よろしく御指導お願いいたします。

ありがとうございました。

○草刈議長 副大臣、どうもありがとうございました。

続きまして、岡下政務官から一言お願い申し上げます。

○岡下政務官 このたび、大臣政務官を拝命いたしました、岡下でございます。よろしくお願いいたします。

佐田大臣、あるいは林副大臣から申し上げましたとおり、この安倍内閣において規制改革は大変重要な政策課題でございます。私も大臣、副大臣をしっかり支えていけるように、そして実りある答申が出ますようにしっかりと頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく御指導いただきますように、お願いを申し上げます。

今日は本当にありがとうございました。

○草刈議長 政務官、どうもありがとうございました。

これでお三方のごあいさつをちょうだいしたということで終わります。規制改革が日本経済の活性化、国民生活の向上に貢献するよう、委員一同精一杯努力していくつもりでございますので、佐田大臣、林副大臣、岡下政務官におかれましては、当会議に対してもろもろの御指導、御助力を賜りますように、心からお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

（報道関係者退室）

○草刈議長 今日は大変御多忙な中を、佐田大臣に来ていただきましたが、これからのお仕事がありますので御退席をされます。林副大臣、岡下政務官はお残りになるということ

で、よろしくお願いいたします。

○佐田大臣 それでは、議長、皆さん、よろしくお願いいたします。

(佐田大臣退室)

○草刈議長 それでは、議事を進めさせていただきます。当会議については、議長代理という役職がございまして、規制改革・民間開放推進会議令第3条第3項の規定に基づいて、ただいま鈴木委員が指名されておるわけでございますが、議長代理につきましては、今後とも引き続き鈴木委員をお願いをしたいと思っております。

鈴木委員、一言確認をお願いしたいと思っております。

○鈴木議長代理 お引き受けいたします。

○草刈議長 ありがとうございます。御了承が得られましたので、今後とも議長代理として御活躍をいただきたいと思います。

次に今後の当会議の検討体制についてですが、答申までの時間も限られておりますけれども、何かペーパーはございますか。

○井上参事官 決まったところだけお配りいたします。

○草刈議長 わかりました。八代先生がいなくなられて、私が議長に就任したということで、多少違いがありますので今回変えなければいけないところもあります。ただ、基本的には今までの体制そのままでいきたいと思っております。

1つは、教育・研究ワーキンググループ、私が主査を務めさせていただいておりますが、これは引き続き私が兼任させていただきたいと思っております。

それから、八代委員が御退任をされましたので、雇用・労働ワーキンググループの主査が空席になっておりまして、これについて恐縮ですけれども、黒川委員をお願いしたいと思います。黒川委員、よろしゅうございましょうか。

○黒川委員 はい。

○草刈議長 どうもありがとうございます。御了承が得られましたので、そういう配置でいきたいと思っております。

ほかのワーキンググループにつきましては、これまでどおりの体制で臨みたいと思っております。

ということで、当会議を今後も運営していきますが、御異議、御質問等ございますか。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○草刈議長 それでは、検討体制については以上のとおりとさせていただきます。

次に最終答申に向けてのスケジュールを御説明したいと思います。これについては、事務局から御説明をお願いします。

○井上参事官 お手元に「最終答申に向けたスケジュールについて(予定)」という1枚紙をお配りさせていただいておりますけれども、大枠につきましては8月の前回の会議の際にお配りをさせていただいたスケジュールと変更はございませんで、最終的には12月下

旬に当会議の最終答申をとりまとめていただくということでございますけれども、変更点について申し上げますと、前回の会議の際には、実は次の会議の際に年末答申に向けた重点検討課題の抽出をやっていこうということでございましたけれども、この間委員の御退任、あるいは新内閣の発足といったような事情もございまして、今日の会議におきましては各ワーキンググループから検討課題の御報告をいただきまして、11月上旬に予定してございますけれども、次回の推進会議で新政権の重点政策方針等にもらんでいただきながら、この会議として最終答申に向けた重点検討課題を抽出していただくということで、1回分日程が後ろ送りになりまして、その分年末の最終答申に向けて少しスケジュールが窮屈になりますけれども、引き続きよろしく願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○草刈議長 このスケジュールにつきまして、御質問等ございますか。また何かありましたら、後でも結構ですので質問してください。

それでは、最終答申に向けました主要検討事項についての審議に移りたいと思います。まず、各ワーキンググループの主査からの御報告をいただきたいと思います。お手元にお配りしております「最終答申に向けた主要検討事項」という資料をごらんいただきたいと思います。各主査におかれましては、本ペーパーに基づきまして各ワーキンググループの課題を、恐縮ですけれども3分程度で御報告をお願いします。また、本ペーパーにつきましては、当面の間非公表として扱わせていただきたいと思いますので、この点よろしくお願いいたします。

それでは、順番に従いまして1番～12番までお願いしたいと思います。まず「官業民間開放」について、鈴木主査からお願いいたします。

○鈴木議長代理 「官業民間開放」につきましては、1ページ目に書いてございますけれども、本年度は「独立行政法人の資産圧縮」が第1番目。

第2番目には「検査・登録・研究等業務の民間開放」。

第3番目には「施設の管理運営等業務の民間開放」。

こういう3つの観点から、関係する官業や独立行政法人約14を対象として審議を進めております。

第1番目の「独立行政法人の資産圧縮」につきましては、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構を取り上げまして、民業圧迫等の観点から業務の必要性を精査して、その資産圧縮の方法論を含めて検討を進めております。

第2番目の「検査・登録・研究等業務の民間開放」につきましては、IT・エネルギー・運輸ワーキンググループと合同で、自動車検査や自動車登録業務の規制改革・民間開放についての検討を行うとともに、農業ワーキンググループと合同で農薬検査所・肥飼料検査所・種苗管理センターの業務の規制改革・民間開放についての検討を行っております。

また、酒類総合研究所、労働政策研究・研修機構、日本学生支援機構の業務について、当該業務を国や独立行政法人で行う必要があるのかという点についての検討を行っておりま

す。

科学技術振興機構や日本学術振興会が行っております、競争的資金の配分・審査につきましても、適正配分の確保の観点から制度の妥当性について検討を行っております。

このほか、施設の管理運営業務についてであります、日本万国博覧会記念機構を取り上げまして、これは先年も取り上げたことがあるわけですが、さらなる民間開放についての検討を行っておるところであります。

これらの事務・事業につきましては、既に10月10日～18日にかけて第一次ヒアリングを実施して、各省庁との意見交換を行ったところであります。－昨日は、朝10時～夕方18時までかかりました。今後、早急に各事務・事業の民間開放について、当会議としての考え方を整理して、必要なものについては第二次ヒアリングを行うとともに、各省庁と案文折衝に入っていきたいと考えております。

官業民間開放ワーキンググループについては、以上です。

○草刈議長 ありがとうございます。最後まで行ってから議論等をやりたいと思います。

続きまして「横断的制度分野」について、鈴木主査と原主査にお願いしたいと思います。まず、鈴木主査からお願いいたします。

○鈴木議長代理 後で原主査から補足いただくとして、基本ルールワーキンググループについて概略御説明申し上げます。

これはもう前々から申し上げておりますけれども、3つの分野に分かれております。

1つ目は、基本ルール分野。

2つ目は、国と地方の関係、地方に対する国の過剰規制の問題です。

3つ目は、資格分野の問題です。

この3つに分けております。

まず基本ルールの分野でありますけれども、基本ルール分野における一番大きな課題は、現在各省庁に作業依頼をしております、通知・通達のたぐいの調査。法律及び通知・通達等の見直し、終期の設定に関する調査を進めております。これは大変膨大な作業でありますけれども、各省庁には10月末を期限としてアンサーを出すように依頼しておりますので、各省が出してまいりました調査結果を吟味いたしまして、11月に入りましたら各省から内容について必要なヒアリングを行いつつ、調査のとりまとめを進めていきたいと考えております。

また、これに関連する事項として、今後実際に規制の見直しを行うに当たって、どのような分析をして、どういう手順で見直しを行うかなど、規制の新設・見直しに当たっての具体的な基準についても、当ワーキンググループで議論をして、そのような基準を示したいと考えて検討を進めております。

もう一点、個別の問題ではあります、前半戦で金融分野において取り組みました、ノーアクションレター制度について、従来のノーアクションレターの対象になるのは、いわゆる処分、つまり許認可の付与、その取消しという行政処分だけに限られていた向きがあ

りますが、これを行政権限にまで広げる。先回も言いましたけれども、典型的な例としては刑事告発をするような省庁の決定、そういう行政権限についてもノーアクションレターの対象とすることができないのかということについて、検討を進めていきたいと考えております。これが基本ルール分野の問題点であります。

国・地方分野ですが、国の地方に対する過剰関与の問題と、地方公共団体ごとにいろいろ異なる規制とか特に手続、例えば卑近な例でいきますと納付書のフォームがそれぞればらばらであるというのは、各県にまたがって行動する者にとっては不便な問題があります。そういう手続の合理化と2つの観点から必要な見直しについて検討を行っていきたいと考えております。

既に過剰関与の問題につきましては、地方が行う福祉のまちづくりに関する国の関与とか、防除作業、これは松くい虫などを中心としますけれども、これに関する国の関与という問題に対しては、先日関係省庁からのヒアリングを実施したところであります。今後も地方ごとに異なる規制手続の合理化について、関係省庁からのヒアリングを行うなど、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に資格分野ですが、前半戦では建築士、公認会計士等の事務系の独占資格を中心に取り上げて、資格者の質の向上についての検討を行ってまいりました。後半におきましては、これらの問題を引き続き検討を行っていきたいと考えておりますが、特に「あじさい要望」とかにおきましては、事務系独占資格の隣接職種、例えば行政書士だとか、司法書士だとか、弁護士だとかがあります。そういう独占資格の隣接職種間の業務の開放要求、垣根を低くするという言葉で先回も説明申し上げましたが、そういう考え方。それから、建設業法関連での要望、そういうものが多数寄せられておりましたことを踏まえて、先般事務系独占資格団体へのアンケート調査を行いました。また社会保険労務士団体からヒアリングも実施いたしました。

今後、これらも踏まえまして、更に関係省庁や関係団体との意見交換を行いつつ、検討を深めてまいりたいと考えております。

また、新司法試験でございますけれども、法科大学院出身者の合格者が実際に出てまいりましたので、その結果、状況等も踏まえつつ、その在り方、それは先年に当会議としても提言しておるところですけれども、そのような提言がどのように遵守されていくのかということについて、関係省庁と議論していきたいと考えております。

原主査、お願いいたします。

○原委員 鈴木さんから丁寧に御説明いただいたので、私の方からそれほど補足することはないのですが、横断的な基本ルールという分野を限らず非常に根幹にかかわることをやっていて、どれも大変な力を要するようなところばかりやっております。ただ、12月の最終答申に向けてという意味では、一番最初のところに書いております、規制の定期的見直し等の推進の部分。これは、通知・通達まで含むということなので、法律、政省令、通知・通達まで全部を含めて、この定期的というのは原則5年ということを考えているのです

けれども、こういった見直しというルールが入ってくれば、さまざまな法制度も軽く、軽くと言うとおかしいですけれども、時代に沿った形での法制度の仕組みができ上がっていくのではないかと考えておりました、最終答申に向けて形のあるものということになれば、やはりこの辺りが力点になるのではないかと考えております。

以上です。

○草刈議長 どうもありがとうございました。

続きまして「福祉・保育分野」、白石主査が欠席でございますので、事務局から願います。

○岩村企画官 「福祉・保育分野」について御説明申し上げます。

2ページ以降「(1)『認定こども園』の活用促進」から、3ページ目の「(6)社会保険番号(年金、介護、医療等の情報の一元化)の早期導入」の6点につきましては、前回会議で御報告させていただいたとおりで変わっておりません。

この中で(1)の「認定こども園」につきましては、今回9月の地方議会で条例化された道府県が24ございまして、順次地方公共団体の方で条例化が進んでいく状況でございます。

その中で、事業者並びに実際にヒアリングを行った結果、幼保並存の状況というのは「認定こども園」ができたといえども状況は変わっておらず、融和がまだ図られていない。その結果、手続であるとか、事務処理であるとかが極めて繁雑で、自治体、事業者ともに御苦労されているという状況も聞いておりますので、この点を踏まえまして問題点を整理して制度の評価を行った上で、必要な見直しについて関係省庁と協議していきたいと考えております。

「認定こども園」につきましては、(2)の直接契約の導入のところにも関係するんですが、直接契約になってございますので、(2)との関係でも重要な論点かと認識しております。

3ページの「(5)育児休業取得の向上に向けた制度見直し」、これにつきまして事業者に対してヒアリングを行っております。この点については、少子化対策の一環として非常に重要な課題であるということで、今般取り上げたテーマでございますので、企業側の使い勝手の動向も注視しつつ、どのような形で答申に書いていくかということを考えていきたいと考えております。

いずれにしても、この(1)～(6)につきましては、白石先生とも御相談の上、12月の答申に向けて鋭意努力していきたいと考えております。

以上です。

○草刈議長 ありがとうございました。

次に「雇用・労働分野」ですが、お引き継ぎいただいたばかりで恐縮ですけれども、黒川委員、よろしくお願いいたします。

○黒川委員 先ほど話を伺ったばかりでよくわかりませんが、とりあえず5つのテ-

マがありまして、中でも八代先生がこだわっていらしたところを幾つか伺っております。それは重点的にきちんと交渉しながら前進させていきたいと思っております。

私が今、抱えているところもなかなか進まないところで、もう一つ引き受けてしまいましたので、いろんな方に御迷惑をかけるかもしれませんが、是非皆さん御協力よろしくお願いいたします。

特に八代先生がこだわっていらしたところは、「（１）労働契約法制等の整備」のところでは、エグゼンプションの問題。２つ目はワークシェアリングですので賃金を、正社員とそうでない方の間、できるだけ安倍政権では皆さんが正社員で働いていくような方向にしましょうということなのですが、企業の側に立つと正社員の賃金水準を下げながら、どちらかというパートの方の賃金水準を上げていくような形で均衡化させるようなこともあるかもしれないというのが、八代先生の持論だったようでして、そういうことも考慮に入れながら制度改正を考えていければと思っています。

派遣労働については、バリエーションがいろいろあって、御自分から派遣労働を選ばれている方もいらっしゃるわけで、制度としてそういうことが自由に、多様に存立するような方向に進めていきたいと思います。

（４）の企業年金に関する問題は、401Kも今でも人気がある制度だそうで、そういうことを考慮しましょうということと、ポータビリティ、企業を移った場合にもそれが確保できるような形を考えましょうということです。

（５）の労働組合法の見直しというのは、現行法はどちらかというたくさんの組合ができたときに、少数組合に対しても企業側が対応しなければいけないという制約があるので、そういう制約をどこかの時点でもう少し負担を下げるような方向がここで議論されていることのようにです。

とりあえず、習ったばかりですので、どれがどれぐらいの重みで深刻なのかということについては、これから事務局とよく相談をしてきちんと進めていきたいと思っておりますので、重ねて御協力よろしくお願いいたします。

○草刈議長 もう一つ重いものが加わってしまいまして、御苦勞様でございますけれども、よろしくお願いいたします。

次に「ＩＴ・エネルギー・運輸分野」、また鈴木主査からお願いいたします。

○鈴木議長代理 ＩＴ分野については、ここに書いてありますように、４つのテーマで、これは先回も纒々御説明申し上げましたが「（１）公共放送としてのＮＨＫの在り方の見直し」。

「（２）放送事業に関する規制の見直し」。

「（３）通信事業における競争の促進」。ＮＴＴを中心としたテーマであります。

９つの法律でもって、縦なのか横なのかで縛られている通信・放送に関する法律の制度を切り直して、通信・放送の融合という新しい、現実に今の時代に起こっている問題に対応した法制度、あるいはシステムというものができないのか。

この４つを対象としております。この４つにつきましては、先回の会議以降、関係者および内部の委員の間で詰めた協議を行っているところでして、１つでも多くの課題が解決するよう鋭意努力してまいりたいと考えて、目下努力している最中であります。

次にエネルギー分野ですが、これはお手元資料の５ページになります。

「（１）電気事業分野における自由化範囲の拡大等」。

「（２）原子力発電の推進等」。

「（３）ガス事業分野における自由化範囲の拡大等」。

この３つの課題について、関係者に対するヒアリングを現在実施している段階であります。具体的な論点もほぼ整理がつきつつあり、今後は、その論点に基づいて当方の考え方を関係省庁とすり合わせて結論に至るという過程にあると御理解いただきたいと思います。

特に電気事業につきましては、平成１９年から完全自由化といいまして、一般家庭にまで従来の電力事業者、つまり９電力ないし１０電力以外の新しい、ＰＰＳと言っていますけれども、新規参入者が直接電力を売ることができる。その手段として、一般電気事業者が持っている電線を一定のルールの下に活用していく。そのためには、いろいろな仕組みが必要である。その中の一番大きなものとしては、電力取引所というようなシステムをつくらなくてはならない。これはできてはいるが、ほとんど使われていないし扱う玉も少ないということで、スタート段階の生みの悩みをやっている最中です。ここら辺の問題に対してスムーズに、自然独占の塊であって、およそ競争状態とはなじまないとこの間まで信じられていたこの業界に対して、競争の芽を導入していくというところが、胸突き八丁目にかかっているのが現段階ですので、何とかこれをスムーズに達成したいということで進めたいと思っております。

原子力発電にかかる規制、運用の見直しですが、これもいろいろ論点がありますが、環境問題、京都議定書による問題等も含めて、どうしても電力発電は二酸化炭素影響力のない原子力発電に依存することは避けることのできない話であるが、この拡充、推進が滞っているという点があります。これにはいろいろな原因があるわけですが、そこら辺を一つひとつ解明しながら、これをスムーズな乗り移りということをしたいというのが第２点の原子力発電の問題です。

３番目のガス事業分野における自由化範囲の拡大も電気事業と同じでして、大体ガスと電気というのは歩調を一緒にしてというのか、ガスが先になったり、電気が先になったりしながら、自由化範囲を広げてきたわけですが、現在は１０万立米以上の需要家に対してのみ自由化がなされておるというわけですが、これを電気事業と同じように完全自由化のステップに踏み切るのかという問題がテーマであるわけですので、こういう点をめぐって所管省庁と協議を重ねて、鋭意進めてまいりたいと存じております。

「３．運輸分野」ですが、検討事項は５点ほどあります。

「（１）海運における規制等の見直し」。

「（２）羽田空港第４滑走路の供用（２００９年）に向けた発着枠の配分ルールの明確化」。

「（３）輸出入通関制度の見直し」。

「（４）タクシー事業の在り方」。

「（５）自動車検査制度の在り方について」。

上記の課題のうちの（１）～（３）につきましては、前回の会議で御報告したとおりです。このうち海運関係につきましては、今週に関係者から第１回のヒアリングを行ったところであります。

「（４）タクシー事業の在り方」につきましては、運賃制度について利用者にわかりやすく、かつ適正なコストに基づいた設定がなされているかどうかについて検討してまいりたいと考えております。

また、東京や大阪では既に導入されております、運転者の登録制度があるわけですが、これが今後政令指定都市にまで拡大されることが予定されております。この制度が新たな参入規制とはならないように、注目をしていきたいと考えております。

自動車検査制度ですけれども、これは随分ヒストリーの長い、元をたどったら臨調以来という 25 年物ですが、これも一昨年かなり激しい議論をした経緯がございますけれども、この問題を将来に向けてどういうふうを考えるのかというのは、やはり規制緩和の重要なテーマでして、ほんのわずかの「２・２・２・２」が「３・２・２・２」になっただけというのが、これが 25 年間のアウトプットであるわけですから、これについて次の機関が考えるに当たって、そのよすがとなるべきところは、我々がきちっと整理しておく必要があるのではないかと考えて臨みたいと考えております。

以上であります。

○草刈議長 少し時間が押しておりますので、よろしくお願いいたします。

次のテーマは「競争政策・法務・金融分野」、神田先生は今日御欠席ですから、事務局からお願いいたします。

○萬谷企画官 それでは「競争政策・法務・金融分野」について御説明をいたします。

（１）～（３）までございますけれども、基本的に前回の本会議で御報告した内容がベースになっております。すなわち（１）につきましては、金融分野の制度につきまして、もっと競争政策の観点を取り入れるという問題意識を持っておりまして、そういった視点から法制の在り方、運用について必要な見直しを行っていかうとするもの。

また（２）につきましては、信用金庫、信用協同組合等々の各種の協同組織金融機関の在り方につきまして、組織面または業務面の観点からアプローチをしまして、必要な見直しを検討していこうというものです。

また（３）につきましては、民法、商法における法定利率制度につきまして、固定金利から変動金利といった考え方について検討していこうというものでございます。

また、ここには書いておりませんが、統一消費者信用法制、一昨年、昨年と引き続き取り上げてまいりましたが、今年度についても、また手を付けていきたいと思っております、必要に応じて業界団体からのヒアリングなども考えながら、ワーキングで更に

進めていきたいということでございます。

続きまして、安居主査が御欠席でございますので、1枚おめくりいただきまして「国際経済連携分野」につきましても、併せて御説明をさせていただきます。

国際経済連携につきましては、(1)(2)、いずれも今年の骨太方針にも書いてある事項でございます、(1)のいわゆる在留管理強化の問題につきましては、最近関係省の審議会で検討が始められるなど、お陰様で状況が少しずつ進展してきております。昨年の第二次答申、あるいは7月の中間答申で各省合意済みのこともございますので、これらについて更に措置の内容、時期を確定させるべく、引き続き検討していきたいということでございます。

(2)の受け入れの問題でございますけれども、1つ目のパラにつきましては、現在受入れ要件の原則となっております、大学卒業以上または実務経験10年以上という考え方に国家資格の在り方も絡めて、更に要件緩和を検討していきたいということでございます。

2つ目のパラでございますけれども、日本語能力と技能・実務経験を有する外国人労働者の受入れ、就労につきましては、いろんな考え方がございますけれども、新たな制度創設といったことも視野に入れまして、範囲の拡大を検討したいということでございます。

検討に当たりましては、今年度結論となっております、外国人研修・技能実習制度の法令整備等の検討状況を踏まえながら見直しを検討していきたいと考えております。これにつきましても、今月、来月とワーキンググループを開きまして、関係省と議論しながら検討を進めていきたいということでございます。

以上でございます。

○草刈議長 ありがとうございます。

それでは「生活・環境・流通分野」、矢崎委員からお願いします。

○矢崎委員 それでは、私から環境分野で2点、危険物保安分野で1点の御説明をさせていただきます。

リサイクル・廃棄物分野に関しては、リサイクル技術のさらなる革新と産業育成のため、リサイクル促進を阻害している現行の廃棄物処理法上の廃棄物の定義や区分の問題を解決して、排出物を不要物ではなくて再資源化対象物ととらえて、できるだけ資源として活用できる環境を整えていきたいと思っております。

具体的には、工業地域等における産業廃棄物施設の敷設を推進するための処理能力の要件の緩和や、廃棄物処理法上の各種制度運用の見直しなどを検討していきたいと思っております。「(2)温室効果ガス削減へ向けた規制の見直し」に関しては、廃棄物を利用した熱回収や発電に関わる制度の見直し、林業や製材事業者等から排出される木くずをバイオマス燃料として利用促進されるための運用の見直しなどを行いたいと思っております。

「2.危険物保安分野」においては、技術革新に即応できる消防機材の性能規定化へ向けた検討を行いまして、また第三者機関により行われている消防機材の個別検定について、自主検査が可能となるように検討していきたいと思っております。

以上です。

○草刈議長 どうもありがとうございました。

それでは「医療分野」、たくさんございますが、また鈴木主査からお願いします。

○鈴木議長代理 これは急いで端折って説明させていただきます。

医療分野は（１）～（５）までの問題については、先回までの資料でテーマとして取り上げるということを申し上げておる分野であります。それに加え、新たに（６）～（１２）を追加いたしましたので、この（６）～（１２）までのものについて簡単に説明します。

１つ目は「（６）薬価の参照価格制度等の導入検討」です。御承知のように画期的新薬が特許切れとなった後は、ジェネリックと称する一般薬が出てき、その間に価格差があるわけですが、なるべくは価格差を縮めるとともに、ジェネリックの使用をして、薬価の膨張を抑制したいというのは、当然な政府の政策であるわけですが、これを効果的に現実的にやっていくためには、どうしたらよいのかという方法が問われるわけです。

その方法について、参照価格制度と言いまして、要するに低い価格を基準として定める。そのやり方の中にも、いろいろな方法がありますが、これは技術的な問題ですから今日は言いませんが、そういう意味で薬価の参照価格制度という、つまり低いジェネリックの価格を参照して価格を決定していく仕組みと御理解ください。それを行っていききたいというのが第１点です。

「（７）国際共同治験制度の促進」ということで、現在の日本の薬が世界に比べて１周どころか何周も遅れてしか開発されない原因の１つに、治験が進まないということが上げられるわけです。ですから、この治験を促進できるようなシステムをつくらなければいけない。

ところが、日本人は皆保険制度の問題もあるし、どうも試験台になるのを嫌がる国民性があるわけですし、どうしても治験が遅れる。国際的に共同して行った治験結果を日本にアプライできるようにする。完全にアプライできないのだったら、それはある翻訳を通じてすればよいではないか、そして治験結果を早く多く蓄積することだと思います。これを促進しようということで、これは厚生労働省もかなり一生懸命やろうとしている課題ですので、これを取り上げて、その促進を求めたいということです。

「（８）主要国で承認された医薬品の本邦における承認の促進」も全く同じ発想のものでして、お薬をなるべく早く、どこでも使われているものはもう少し簡易、簡便な方法で認めることを制度化できないかという問題だとお考えください。

「（９）地域社会への貢献に見合ったメリハリのある診療報酬評価の在り方」の問題でありまして、これは開業医だけとは言いませんが、すべての医療機関について、それなりのサービスをして、それなりの努力をしているところに対しては、評価点数についてそれなりの評価をするという、ごくごく当たり前のことを言っているわけですし、それを進めたいということです。

「（１０）ＤＲＧ／ＰＰＳへの移行と医療の質に基づく診療報酬評価」の問題は、今はＤ

PCと厚生労働省は呼んでおりますけれども、入院1日当たりの定額払いでやっている部分が、全部ではありませんが、部分的にあるわけです。それに対して、我々が長年言っているのは、DRG/PPSという1疾病について1入院ごとに定額で払うということを主張しておるわけで、厚生労働省もその方向で最終的にやっていきたいと考えているようですが、これを促進をするとともに、そのときも1入院当たりについては単に定額というのではなくて、その中の質のいいものに対してはメリハリを付ける。内容による刺激策を加味したことができないのかという問題です。

「(11)医師とコ・メディカルの実施可能業務の見直し」、コ・メディカルというのは看護師とか、レントゲン技師とか、医療を行うにはチーム医療としているいろいろなスタッフ、職種があるわけですが、この関係の中で従来は医師がすべての指示権を持って、医師の承認がないとコ・メディカルの人たちは行動できないという仕組みだったわけですが、このチーム医療の中にもそれぞれの役割分担があるわけなのだから、その役割分担の中である一定の判断権を他の人たちにも与えてもよいではないか。その方が、より患者のためになる場合もあるという視点からのアプローチです。

最後に書いてあります「(12)医療産業の国際競争力強化・イノベーション促進のための規制改革」というのは、ちょっと漠然としておりますが、どういうふうになるわけですが、国際競争力を強化しイノベーションを促進するというのは大変結構なことだが、さらば何をというの、これからあと2か月間の研究・勉強・努力にお任せいただいて、今のところは目下考慮中ということです。

以上です。

○草刈議長 どうもありがとうございました。

次に「教育・研究分野」について、私から申し上げます。全体像としては、去年からの継続案件が3件、学校選択、教員・学校評価、バウチャーの3つがあります。今年前半戦から継続している案件は1件、教育委員会問題。それとしばらく取り上げていなかった1件、高等教育と研究というのがあります。

最初の学校選択と教員・学校評価につきましては、去年と同様に今、アンケートを実施すべく作業をしております。11月上旬には結果が出てくると思っております。

2番目の教育バウチャーに関しては、18年度中に文科省の研究会で結論を出すことになっているテーマです。先月、バウチャー研究会という文科省の研究会と我々のワーキンググループで意見交換がセットされて呼ばれたのですが、どうも入口のところで先方はネガティブになってしまっていて、こちらとしてはいろんな見解を公平に評価して日本に導入した場合に、どういう制度改正が必要で問題点があればどういうふうに解決できるのかという実質的な話をしようとしているんですが、全くかみ合いませんでした。

一方、昨日立ち上がった教育再生会議の方でも、検討テーマとして挙がっているわけですが、その進行状況を見ながら対応を考えていきたいと思います。

次に教育委員会ですが、骨太2006で決まったのは、具体的には特区による権限の一部を

市町村へ移譲するということと、制度自体の抜本的な見直しの２点が書き込まれているわけです。

今月一杯、特区提案及び全国規模の規制改革要望を受け付けておりますので、その結果も踏まえながら特区室とも連携しながら当会議として取り組んでいこうと考えております。

最後に、高等教育と研究分野等ですが、これについてはとりわけ研究費の適正配分の在り方というテーマで、住宅・土地ワーキンググループの専門委員でもいらっしゃいます浅海先生からつい先ごろヒアリングを行いました。もともと研究費の配分について大変強い問題意識をお持ちでありまして、大変示唆に富んだお話をいただいております。答申まで残された時間も短いですが、これについても議論を深めて何らかの成果を上げていきたいと考えております。

以上でございます。

続いて、南場委員から「農業分野」、よろしくお願いいたします。

○南場委員 昨年の反省もございまして、今年は実質的に意味のある改革を取っていこうという方針で、鋭意ヒアリング等を検討しております。特に農業従事者に対するヒアリング等、事務局と関係委員の方で鋭意進めているところであります。

内容については、ここに書いてあるとおりですけれども、最も大事なポイントとしては、（１）にあるように認定農業者制度の認定要件の明確化、適正化です。現状は、大まかに言うと農地を所有している、あるいは利用権を設定していて、かつ生産調整に参加しているというのが要件になっているわけなんです、実際に作業受託をしているだけの人であるとか、あるいは優れた農法指定をして産物を買っている人であるとか、いろんな形で農業の活性化に資する活動をしている人、主体がありまして、そういった人たちも真に農業の活性化に資する活動をしているのであれば、認定農業者として認められるような形に要件を整備し直す必要があるのではないかと認識しております。

市町村によって、運用が異なっている問題点も指摘されておりますので、そちらの問題も検討しております。

再認定については、こちらも過去の実績をしっかりと吟味して、きちんと経営努力を継続している者のみが再認定を受けるという形にし、せっかくできた認定農業者制度を意味のあるものにしていくことを検討しております。

（２）は、農地の所有と利用の分離と書きましたが、認定農業者の要件がしっかりしてくれば、認定農業者であれば個人・法人を問わず、農地利用権の設定が可能となるように利用者主体の農地制度に変更していこうということを検討しているものであります。

（３）は、農業委員会の見直し、これも昨年からのテーマですが、農地利用の監視及び転用判断等において、中立性が確保されているかどうか、そして、農業の活性化という大きな方向性に合致したような判断が行われているかが重要で、そういった判断が行えるような委員の選定、あるいは判断基準を明確化するということについて検討しております。

（４）は、農協経営の透明化、健全化ですが、こちらも昨年からの継続的なテーマであ

りまして、区分經理の徹底と、農業経営者の資金調達を選択肢を増やすために、農協以外の金融機関が農協と公正な条件で参入できるように検討するということを盛り込んでおります。それから、中立的な監査の導入等も重要なポイントとして引き続き検討しております。

(5) は、農業共済制度です。現状は御案内のとおり、実態としてはほぼ強制的に入っていて、自然災害対策をしっかりとっている農業従事者も、そうじゃない農業従事者も同じ負担をしている状況ですが、これは国庫負担の部分も大きいということで、重大な課題としてとらえております。通常の保険と同様の加入者本位の保険にしていく方向で検討しているところであります。

(6) は、先ほど議長代理の話にございましたが、合同して検討しているものでございます。

(7) は、創業支援ですが、農業従事者の高齢化が進む中で、新規参入を促進する手だてがもう少し必要ではないか。通常の産業、中小企業であれば創業支援がかなり充実してきているわけですが、農業の創業支援に関してはまだまだ未整備ではないかという問題意識の下、必要な措置を検討しているところです。

(8) は、集落営農の組織化に伴う「農地の貸し剥がし問題」が昨今報道され始めていますが、これもヒアリングを行いますと実際に深刻なレベルで発生しているようでございますので、そういった危機、貸し剥がしに直面している農業従事者を支援すべく、制度の調整と、被害を受けた農業者の経営基盤の復活、安定のための支援措置を検討しているということです。

(9) は、コメ先物取引の上場です。コメの価格、変動リスクの回避、実勢に見合った価格形成に向けて、コメの先物市場への上場の実現を検討して参ります。以上、9個のポイントで検討しているところでございます。

○草刈議長 どうもありがとうございました。

最後になりましたが「住宅・土地分野」、黒川委員からお願いします。

○黒川委員 この中には、住宅・土地は建築規制の見直しというシンプルな文章と、不動産取引の環境整備ということだけが書いてございますけれども、内容はたくさんございまして、まだ中長期に対応しなければいけない問題と、当面私たちが抱えている問題と幾つかございます。

特に少子高齢化、人口減少という中で、改正まちづくり3法が運用されるようになっていて、しかも地方分権が進むという中で建築基準法の存在が微妙な形になっています。これが効率的な土地利用につながるようにということで、我々は用途規制の在り方に関して、あるいは景観法ができていて、各地域で条例もできていて、その活用がいろいろな問題を起こしているということで、そういう問題について合理的に考える方法。

都心居住が進んでおりますし、都心居住を進める方策が進められているんですけれども、これまでの容積率の考え方が、どちらかというと郊外に人が住んでいて都心に通うという

形のものであったので、そこでの容積率の考え方を少し変えてほしいという問題。

その容積率の問題と併せて、都心の鉄道の料金などについて、ピーク・ロード・プライシングが活用できないかということで、都心のインフラの有効活用論ということを再三議論してきています。

建物と道路の立体的な活用、立体道路の議論も途中のままになっておりまして、これについてもこれから進めていきたいと思っております。

もう一つの問題もすごく長く抱えている問題で、不動産取引の環境整備についてです。より良好なストック形成を考えると、効率的な不動産市場を形成していくということで、老朽化した建物とか既存不適格の建物の建て替えを促進するためのいろいろな方策と、耐震基準、容積率問題、切土不良の建築物の考え方について、私たちのところできちんと整理していきたいと思っております。

ずっと続いている問題に借地借家制度の改革問題があります。特に定期借家の制度について、長く議論してきています。それから、不動産取引価格の情報を開示したいということも、かねがね議論してきていまして、西洋先進国は皆しているのに我が国だけ残されていて、この問題についても進めていきたいと思っております。

昨今話題になっている住宅の貸担保責任を確実に進めていくための制度ということで、保険制度を含めて議論してきています。

住宅紛争、市場慣行、特に敷金などの合理化ということを丁寧に考えていきたいということが、我々の問題です。

もう一つ最近の問題として、不動産取引、特に A、B、C の 3 者取引のときには、3 回登記する必要はなく、A、C の関係で中間省略の登記制度が可能になっているんですけれども、最高裁判所の解釈もそうなっているのに、実際司法書士の方々と解釈が違っていて、ここが簡素化されてないという問題が起こっています。これについても新たなテーマとして議論していきたいと思っております。

以上、まだたくさん抱えておりまして、それ以外にも重要な問題がいっぱい積み残しのままですので、これについて整理整頓したかったんですが、文章がこんな短くなってしまったということです。

○草刈議長　ありがとうございました。

これで 12 個のサブジェクトについて御説明いただいたわけですが、ここで少し意見交換を行いたいと思いますが、岡下政務官がここで退席されます。どうもありがとうございました。

○岡下政務官　どうも失礼いたします。

（岡下政務官退室）

○草刈議長　それでは、ただいまの御説明について、御意見、御質問をどうぞ。

○林副大臣　初めてでございますので、とんちんかなことを言うかもしれませんが、内閣府の中にいろんな審議会等を置いていただいております、今回なるべく集約化をするように

いたしまして、実は独法の見直しを行政減量・効率化有識者会議というところでやっております。独法は御存じのように、５年から３年の中期目標期間ということで、ローリングで必ず見直してサンセットということにしましたので、独法についての検討がこちらでも幾つかございますのでタイアップをしていただきまして、私と大臣のラインで両方を見ることになっております。是非相互に関連する分野でございますので、向こうは向こうで激しい議論を、一昨日ヒアリングが始まって私も参加してまいりましたので、是非その辺は両々相まって成果が上がるように、私の方でも努力してまいりたいと思います。

○草刈議長　ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思いますし、実は私もあの会議にいて、こちらに転勤させられたという経緯がありまして、現実に関、翁さんがこちらの専門委員として兼任されておられます。そこで関連づけをしているという仕掛けもございまして、是非御理解いただいて、連携してやっていきたいと思っております。

どうぞ。

○鈴木議長代理　昨年度の実績としても、幾つかの独法についてそちらの委員会との結果を踏まえさせていただいて、いろいろ意見もちょうだいしてやっていった実績もございしますので、その点については十分心得てやっているつもりでございます。

○草刈議長　ほかにございせんか。久し振りなので余りないかもしれませんが、いずれにしても、ただいまの議論を踏まえてこれらの重要サブジェクトについて各ワーキンググループで更に審議を進めていただきたいと思います。

何度も申し上げるようですが、12月の最終答申まで時間が限られておるわけでございまして、この中で最大限の成果が得られますように主査の方々を始めとして、皆様の一層の御尽力をお願いしたいと思います。

もし何かありましたら、最後に時間が余ったところで御発言をいただきたいと思います。少し先を急いで、先般の「あじさい月間」と現在要望の受付が行われている「もみじ月間」の状況につきまして、続いて志太委員の方から御説明をお願いします。

○志太委員　それでは、要望受付関係の御報告をさせていただきます。「あじさい」の本部決定につきましては、先回の本会議で御報告させていただきましたとおりで、25件を予定しております。本部決定の日程につきましては、新内閣も発足したばかりでございますので、事務局にて調整しているところであります。調整が取れ次第本部決定の予定でございます。

また、10月2日～10月31日までの1か月を、ただいまお話しの「もみじ月間」として要望受付をしているところでございます。現在、北海道から沖縄まで、各地でキャラバンを実施しているところでございます。規制改革会議とか特区の関係で開催しているのは24か所ございまして、職員の方々がそれぞれ赴いていろいろ御説明させていただいて受付をしているところであります。

日本ニュービジネス協議会連合会でも、全国で7か所、他への参加ということで10か所ぐらいのところがあるような要望受付をしております。

10月末で締め切りまして、事務局で精査した上で、11月の中ごろには要望の内容などを委員の皆さんにお伝えすることができるというふうに考えております。特に今回は会議の最終年度でありますので、是非ワーキンググループ等で取り上げていただき、12月の答申時には成果を上げられるものが1件でも多くなるように、皆様方の御協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○草刈議長 ありがとうございます。本件について、事務局から何かありますか。

○井上参事官 特にございません。

○草刈議長 どうもありがとうございました。引き続き国民の皆様、産業界の要望を1つでも多く実現できるように取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

それでは、各ワーキンググループの中でも、ただいまの件について引き続き協力をいただくようにここをお願いをしておきたいと思います。

先ほどの議論、まだ御意見等ありますか。

もしこれ以上御意見がなければ、本日の審議はこれで終了したいと思います。次回の推進会議の日時等は、追って事務局から御連絡申し上げます。

最後に、事務局から御連絡事項等何かあればどうぞ。

○井上参事官 特にございません。

○草刈議長 それでは、本日の審議はこれで終了したいと思います。林副大臣、最後までお付き合いいただきまして、どうもありがとうございました。

この後、2階の共用会議室で、本日の会議の模様について記者会見を行う予定でございますので、御承知おきを申し上げます。

本日は、皆さんお忙しいところをありがとうございました。